

徳島県告示第五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
mac 鳴門撫養店

鳴門市撫養町黒崎字松島四七〇番地ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和六年徳島県告示第四百六十四号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により鳴門市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

市道南浜黒崎線に接する店舗出入りの明確な表示と、駐車場内通路の車両の進行表示を示し、駐車場内での交通事故が発生しないよう対策を講じること。

2 騒音の発生に係る事項

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）等の法令及び条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であつた場合も、周辺住民等から苦情があつた場合は、誠意を持つてこれに適切に対応すること。

特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。

3 廃棄物に係る事項等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）を遵守し、事業活動に伴つて排出される廃棄物については、事業者の責任において適切に処理すること。

分別の徹底により廃棄物を低減させ、再資源化を図ること。

4 街並みづくり等への配慮等

当該地は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する立地適正化計画における都市機能誘導区域外であり、誘導施設（商業施設）の建築行為を行うとする場合は、着手する三十日前までに鳴門市への届出が必要となる。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年一月二十八日から同年二月二十八日まで